

## 第8回久留米市景観審議会 議事録

1. 日 時 令和元年9月27日（金） 14：00～14：45

2. 場 所 久留米市役所13階 1301会議室

3. 出席者

（委 員）5名

萩島 哲、山下 三平、本間 美奈子、森山 秀子、中村 仁美

（事務局：都市計画課）4名

秦課長、吉尾課長補佐、保手濱技術主査、江口

4. 欠席者 2名 （大森 洋子、柴田 久）

5. 傍聴人 0名

6. 諮問事項

諮問第7号 久留米景観計画の変更（景観形成基準、景観重要公共施設の追加等）について

7. 資料

審議会資料、新旧対照表等

第8回久留米市景観審議会 議事要旨

令和元年9月27日 久留米市役所1301会議室

	<p>○開会</p> <p>○出席状況、本審議会成立の報告（委員7名中5名の出席により2分の1以上の定数を満たす）</p> <p>○会長選出（出席委員全員の同意により萩島委員を会長に選出）</p> <p>○傍聴希望者の状況報告（傍聴希望者なし）</p> <p>○諮問事項</p> <p>■諮問第7号「久留米市景観計画の変更（景観形成基準、景観重要公共施設の追加等）について」資料に基づき事務局より説明</p> <p>■諮問事項に対する意見、質疑・応答</p>
議長	<p>事務局からの説明がありましたが、1点目は風力発電施設に関する景観形成基準の追加、2点目は景観重要公共施設の指定について、最後はその他の名称変更等について、これらに質問やご意見等ございましたら宜しくお願いします。</p>
A委員	<p>ふたつありまして、ひとつは風力発電施設の基準に関してですが、色彩の調和については、従来の色彩に関するガイドラインを適用するということか、それとも審議会にてその都度判断するというのでしょうか。</p> <p>もうひとつは、シンボルロードを景観重要公共施設に追加するということだが、従前からある基本構想の整備方針の取り扱いについては、これまでと変わるのですか。</p>
事務局	<p>風力発電施設の色彩につきましては、現段階で審議会の個別審議による判断は考えておりません。既存のガイドライン等に沿って判断していきたいと考えております。</p> <p>二つ目のシンボルロードの整備方針につきましては、既存のシンボルロード整備基本構想の中の景観形成に関する事項を今回の変更案に記載しておりますので、これまでと取り扱いが変わることはございません。</p>
A委員	<p>一点目に追加で質問をよろしいでしょうか。</p> <p>色彩について、ガイドラインで調和を判断するということでしたが、具体的にはガイドラインの基準に適合するかどうかで調和を判断するということですか。</p> <p>調和ということで考えると、個別に判断するニュアンスを感じますが、そうではないということでしょうか。</p>
事務局	<p>新旧対照表の変更案62ページをご覧ください。</p> <p>高さにつきましては、耳納連山山辺地域において、標高100m以上の範囲については、風力発電施設の高さは15m以下とすると記載がございます。</p>

	<p>ご質問の色彩につきましては、周囲の景観と調和したものとすると記載しております。</p> <p>既存のガイドラインや、この表の中段にも彩度や明度などの記載がございまして、そのような確認方法かと想定しておりますが、実際には具体的な案件に応じ、周辺の色彩との調和などを判断することとなるかと考えております。</p>
議長	<p>他にございませんでしょうか。</p>
B委員	<p>変更内容については、異議はございませんが、スケジュールについて確認します。</p> <p>まず、平成31年2月の議会においては、景観計画の変更とそのスケジュールなども報告されたということですか。</p>
事務局	<p>景観計画の変更などについて報告をしております。</p>
B委員	<p>令和元年6月も議会においても、承認や審議されたということではなく、あくまで報告事項ということですか。</p> <p>景観計画の変更の決定はどのような過程となるのでしょうか。</p>
事務局	<p>6月の議会につきましては、4月に行ったパブリックコメントの結果について、報告しております。</p> <p>また、景観計画の変更の決定につきましては、本日の諮問を経て、最終的には市の決裁により決定し告示するものであり、議会の議決はございません。</p>
議長	<p>変更後の景観計画は製本などするのですか。</p>
事務局	<p>予算の関係などもありますが、景観計画は他の計画のように計画期間の定めがなく、変更も随時行っているため、冊子として製本するにはタイミングが難しい。適切な時期がいつかということも含め検討させていただきたい。</p>
議長	<p>浅井の一本桜の写真などは景観計画に盛り込むと良いのではないですか。</p>
事務局	<p>既に景観重要樹木として指定されている浅井の一本桜については、改めて景観計画の75ページに記載する予定としております。</p>
議長	<p>これからやっていくことに加え、これまでの良い事例を景観計画に記載することも重要だと思います。</p>
事務局	<p>景観計画の前半部分には景観の成り立ちなどが事例として盛り込まれております。浅井の一本桜などは、景観重要樹木としての記載となりますが、景観計画の前半部分にその時代に合った事例を載せることは可能かと考えております。今後の計</p>

	<p>画変更時など、随時検討を進めて参ります。</p>
議長	<p>何か他にございますか。</p>
A委員	<p>一般にグリーンコンフリクトと言いますが、つまり環境に良いものを作ることで、ある意味での環境悪化につながるという矛盾、今回でいえば景観ですが、そういった事例はこれからも出てくると思います。</p> <p>ソーラーパネルの場合、ここでは立地条件からして基準設定の必要はないとのことだったと思いますが、その都度新しい課題は出てくると思うので、事前に事例研究などはしたほうがよいと思います。例えば、沖縄などでは課題になっており、景観計画に最近盛り込んだと聞いています。様々な勉強をしておいた方がよいのではないのでしょうか。</p>
議長	<p>他に何もなければ、景観計画の変更について意見を整理したいと思います。</p>
事務局	<p>ここで改めて事務局より説明いたします。風力発電施設の景観形成基準、景観重要公共施設の追加指定、その他の修正と諮問内容は大きく三つございます。例えば、パブリックコメントにも、景観重要公共施設の追加指定は今後も検討を随時進めていただきたいなどのご意見があり、他の公共施設につきましても追加の検討を行う予定です。今回はこのような変更案となっておりますが、今後も随時変更を進めていきますので、本日頂いたご意見などもその際の参考とさせていただきたいと考えております。今回の景観計画の変更案に対する審議会の意見としましては、審議会での議論を踏まえたくえで、会長と事務局で整理し、答申をいただくということでよろしいでしょうか。</p>
議長	<p>事務局からの提案で皆様よろしいでしょうか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>では、答申についてはそのように進めます。</p>
	<p>○閉会</p> <p style="text-align: right;">(以上)</p>